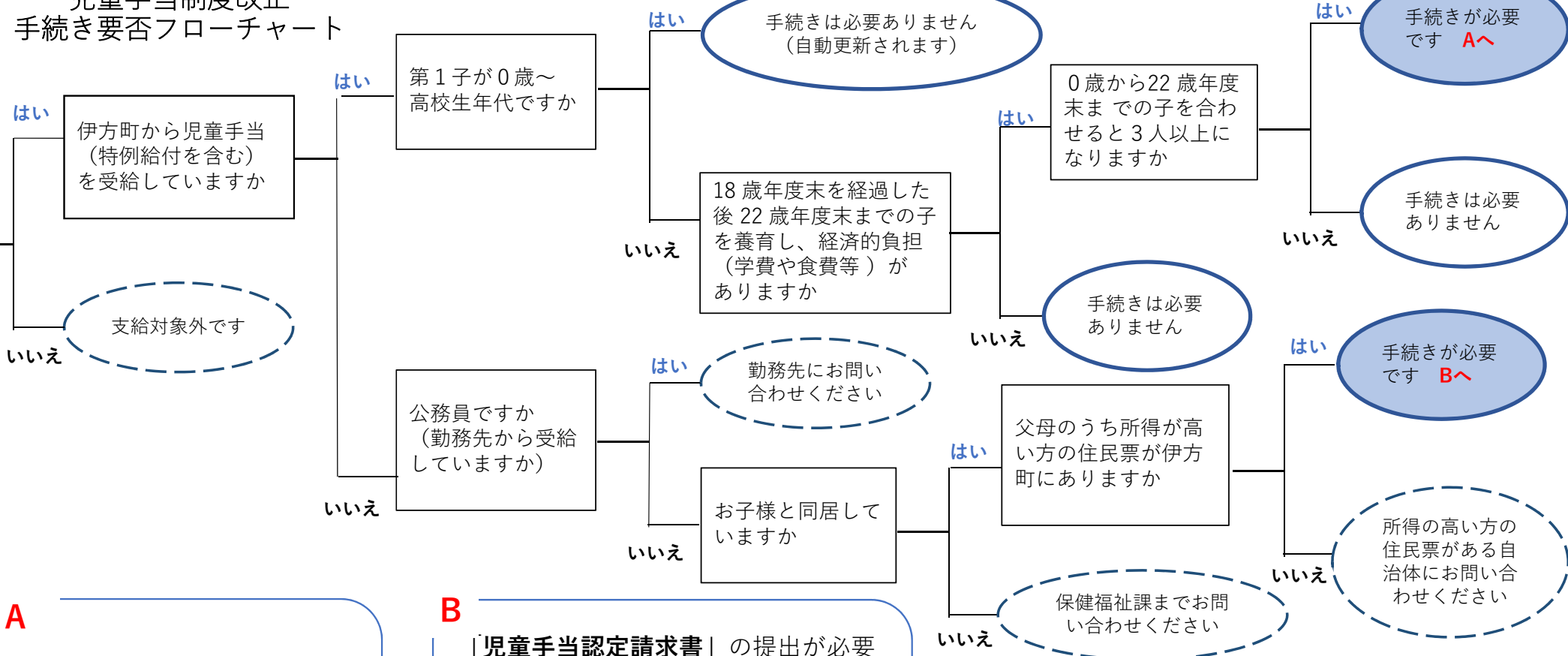


# 児童手当制度改正 手続き要否フローチャート

現在、0歳から高校生世代までの児童を養育していますか



**A**

「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

**B**

「児童手当認定請求書」の提出が必要です。18歳年度末を経過した後22歳年度末までのお子様を養育しており、お子様が3名以上いる場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」も提出してください。

※受給者とお子様の住民票が異なる場合は「児童手当別居監護申立書」の提出が必要です。  
※お子様が施設に入所している場合は、施設の設置者等に支給されます。

詳細は保健福祉課 (0894-38-0217) までお問い合わせください。